

会津地域へ避難されている皆さま 会津地域の事業者の皆さま



お知らせ

文科省・原賠ADRセンター会津支所は、
第2・第4水曜日に
大熊町役場会津若松出張所(旧学鳳高校跡)に出
張窓口を開設しています。

※出張窓口開設日は次頁の通りです※

原子力損害賠償紛争解決センターについて

原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRセンター）は、
どなたでもご利用いただけます。

- 直接の交渉で示された賠償金額では納得できない場合
- 直接の交渉で被害を申し出たが賠償されない場合
- 裁判よりも簡易・迅速な手続で賠償を実現したいと考えるときなど…

文科省・原賠ADRセンターの特徴

- 中立・公正な国の機関が仲介します。
- 裁判よりも手続が簡便で、ご本人様お一人でも申立てができます。
- 申立てに当たり、納付していただく費用はありません（仲介費用は無料です）。
※ただし、送料などの実費は各自ご負担いただけます。
- 中間指針（賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針）に明記されなかったものについても、個別の事情に応じて和解案を提示しています。

支所の主な業務内容について

- 申立てに使う申立書の配布と書き方のご説明を行っています。
- 申立書の受付や申立後の流れなどのご説明を行っています。
- 各種パンフレットや和解事例集をお渡ししています。

※賠償されるかどうかのご相談には応じかねますが、申立てをいただき、担当調査官（弁護士または有資格者）が決まりましたら、調査官が個別にお話を伺います。



ご存知ですか？

原発事故の賠償請求にも

『時効』があります。

原発事故による賠償の時効は

「損害を知った時から10年」です。

また、時効前にセンターに申し立てられた和解の仲介について、仲介の間に損害賠償に時効がかからないようにする特例法が制定されています。

出張窓口の開設日（令和元年10月～12月）

10月 9日・10月23日

11月13日・11月27日

12月11日・12月25日

いずれも第2・第4水曜日

令和2年1月以降の開設月日は改めてお知らせ致します。



原発事故で受けた損害について

◎原発事故直後に東京電力へ直接請求したが、請求が認められなかった方

◎東京電力からの補償内容に納得できなかった方

◎東京電力への請求がお済みでない方



今からでも、

原賠ADRセンターの御利用が可能です！

※東京電力への直接請求と同時並行でも御利用いただけます※

原賠ADRセンターの利用をお考えの方はこちらへ

☆原賠ADRセンター申立書の入手や書き方の案内を行う会津支所を是非、御利用ください。

☆申立書は、原賠ADRセンターのホームページからのダウンロード、または下記フリーダイヤルにお電話いただくことでも入手可能です。

TEL:0120-377-155(平日 10時から17時)

※但し、年末年始を除く

ホームページは
こちらから



または

文部科学省 ADRセンター

検索

原子力損害賠償紛争解決センター

【福島事務所 会津支所】福島県会津若松市一箕町松長 1-17-62

◆業務時間 月・火・木曜日 9:00~17:00 (祝日及び12/29~1/3を除く)